

※表は神奈川県ホームページ 指定難病医療費助成制度より引用 (単位：円)

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+介護給付費)		
			一般	高額難病治療継続者 (指定難病としての認定を受けた後に、該当者は申請することができます。)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得 I	市町村民税 非課税世帯	本人収入 80万円以下	2,500	2,500	1,000 臨床調査個人票 の中に人工呼吸器 等装着者であること の記載があり、認定 基準を満たしている 場合には、こちらの 金額が適用されま す。
低所得 II		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得 I	市町村民税(所得割額) 71,000円未満 (*)		10,000	5,000	
一般所得 II	市町村民税(所得割額) 71,000円以上 251,000円 未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税(所得割額) 251,000円以上		30,000	20,000	

※市町村民税の所得割額が0円であっても、均等割額が課税されている場合は、「一般所得 I」となります

※当院では、新規申請は難病の診断を受けた病院やかかりつけ医にまず相談することを勧めています。

当院入院中の患者さまの更新の場合は、当院で対応しています